

大阪市税務行政につきまして、日頃よりご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。
個人市・府民税は、日常生活に欠かすことのできない様々な行政サービスを提供するための財源として、広く市民の皆さまにご負担いただく大切な税金です。

申告書を提出する必要がある方

平成28年1月1日現在、大阪市内にお住まいの方で、平成27年中(平成27年1月1日～平成27年12月31日)に所得があった方のうち、次のいずれかに該当する場合は申告が必要です。

- 1 営業等・不動産・配当による収入(所得)や、その他の収入(所得)があった場合
2 会社等にお勤めで給与収入(所得)があった方で、次のいずれかに該当する場合
3 公的年金等を受給されている方で、次のいずれかに該当する場合

〔給与または公的年金等以外の所得が20万円以下の方は、所得税等の確定申告は不要ですが、個人市・府民税の申告は必要です。〕

- (注1) 分離課税の所得等がある方は、お住まいの区を担当する市税事務所市民税等グループ(個人市民税担当)までお問い合わせください。
(注2) 個人市・府民税の申告をされた方は、事業税の申告をする必要はありません。
(注3) 申告がない場合は、後日、所得状況等の調査を行う場合があります。

申告書を提出する必要がない方

- 1 所得税の確定申告書を提出された方
2 給与収入(所得)のみで、勤務先から大阪市に給与支払報告書が提出されている方
3 公的年金等収入(所得)のみで、その他に所得がない方
4 前年中の合計所得金額が、次の算式で求めた額以下である方

お願い

平成27年中に所得がなかった方や個人市・府民税が非課税となる方でも、国民健康保険に加入されている場合や福祉・公営住宅・教育関係の制度などにおいて所得の申告が必要な場合、課税(所得)証明書が必要な場合などは、個人市・府民税の申告が必要です。

申告に必要なもの

- 1 市民税・府民税申告書(申告書は、市税事務所にも用意しています。また、大阪市ホームページにも掲載しています。)
2 印鑑・本人確認書類(窓口で提出される場合にお持ちください。)
3 平成27年中の収入や必要経費などがわかるもの
4 各種控除に必要な領収書、証明書など(平成27年中に支払ったもの)

申告書の提出先

平成28年1月1日現在お住まいの区を担当する市税事務所(送付封筒裏面に記載)へ郵送などにより提出してください。
※郵送で提出される場合は、同封の返信用封筒に切手を貼り、記入・押印した申告書と必要な書類(上記に記載の書類)を同封してお送りください。

◎ホームページにて必要事項を入力し、印刷した市民税・府民税申告書を提出することもできます。
〈インターネットで検索 大阪市 市民税申告書 検索〉

住所・氏名等欄の記入

現在の住所、1月1日現在の住所、氏名、生年月日、電話番号、職業、勤務先・事業所等を記入のうえ、押印してください。

公的年金等の収入があった方

公的年金等支払者(日本年金機構等)から送付された源泉徴収票に記載の支払金額を申告書表面右の「キ」に記入したうえで、裏面の公的年金等に係る雑所得金額の速算表にあてはめて計算した所得金額(他の雑所得がある場合はその所得も含めた合計額)を「⑦」に記入してください。

給与の収入があった方

給与と所得の源泉徴収票をお持ちの方
源泉徴収票の内容を申告書の各項目に転記し、源泉徴収票(コピー可)を添付してください。
また、源泉徴収票に記載されたもの以外に、対象となる控除等がある場合は、裏面を参考に各項目を記入してください。

営業等・不動産・配当などの収入があった方

申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」または「8 配当所得に関する事項」に、所得の種類、収入金額、必要経費等を記入し、申告書表面右の「ア～オ」に収入金額を、「①～⑤」に所得金額を記入してください。

一時的な収入・その他の収入があった方

申告書裏面の「9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」または「10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」に収入金額、必要経費、所得金額等を記入し、申告書表面右の「ク～サ」に収入金額を、「⑦・⑧」に所得金額を記入してください。

ご不明な点がございましたら、市税事務所(送付封筒裏面に記載)までお問い合わせください。

平成28年度分 市民税・府民税 申告書 (表面)
(あて先)大阪市
平成28年 2月26日提出
住所: 大阪市北区扇町2-1-27
氏名: 大阪 太郎
職業: 服飾販売員

(申告書 裏面)

6 給与と所得の内訳
7 事業・不動産所得に関する事項
8 配当所得に関する事項
9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項
10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項
11 事業専従者に関する事項
12 別居の扶養親族に関する事項
13 配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する事項
14 寄附金に関する事項
15 事業税に関する事項

収入(所得)の種類

収入(所得)金額等の内容については、下記をご覧のうえご記入ください。

- 収入金額(ア～サ)・・・平成27年中に収入が確定した金額
- 必要経費等・・・その収入を得るために支出した費用(生活費などは含まれません)
- 所得金額(①～⑨)・・・収入金額からそれぞれの必要経費等を差し引いた金額

※分離課税の所得等がある方は、お住まいの区を担当する市税事務所市民税等グループ(個人市民税担当)までお問い合わせください。

1 収入金額等、2 所得金額

記載欄 所得の種類	収入(所得)の内容	必要経費等
事業 ア① 営業等	卸売・小売・飲食・製造・建設・サービス業、芸術・芸能業、医療、弁護士等、大工、家内労働者、各種の外交員、その他自由業など、個人の事業から生ずる所得(農業・不動産の事業から生ずる所得を除く)	●収入を得るために支出した費用(生活費、所得税、住民税等を除く) ●専従者控除(給与)額 ●青色申告特別控除額
イ② 農業	農作物の生産、果樹栽培、家畜の育成などから生ずる所得	●専従者控除(給与)額 ●青色申告特別控除額
ウ③ 不動産	アパート、マンション、ガレージ、貸家、貸地などから生ずる所得	なし
エ④ 利子	公社債や預貯金の利子、合同運用信託や公社債投資信託の収益の分配金など(国内源泉分離課税は申告不要)※国外の預金の利子等は申告が必要です。	なし
オ⑤ 配当	法人から受ける剰余金・利益の配当や剰余金の分配など ※未公開株式の配当、上場株式等の大口株主は申告が必要です。(右下参照)道府県民税配当割の対象となった配当所得は申告不要ですが、各種控除などを受けるために申告する場合は、申告書裏面「13 配当割額または株式等譲渡所得割額の控除に関する事項」欄も記入してください。	株式等取得するための借入金負債利子
カ⑥ 給与	給与(賞与)、賞金などの所得でパート・アルバイトなどの収入を含みます。(税金などを差し引く前の支払総額) ※源泉徴収票を添付(コピー可)してください。	下記の速算表により所得金額を計算
キ⑦ 公的年金等	公的年金(厚生年金、国民年金、共済組合の年金)、恩給など ※源泉徴収票を添付(コピー可)してください。	下記の速算表により所得金額を計算
ク⑧ 雑所得	生命(損害)保険契約に基づく年金、事業でない程度の特典・作曲・デザイン等の報酬、著作権の使用料、講演料、FX※、インターネット広告料(アフィリエイト等)、シルバー人材センターからの配分金、国や地方公共団体(府・市)その他の団体から受ける手当・補助(給付)金(非課税規定のあるものを除く)など ※平成24年1月1日以降の外国為替換金取引による差益は、店頭取引のうち、金融商品取引法に規定する店頭デリバティブ取引に該当しない取引による差益のみが雑所得となります。店頭デリバティブ取引および取引所取引による差益については、先物取引に係る雑所得等となり、分離課税として申告が必要です。(分離課税申告書の添付が必要となりますので、市税事務所までお問い合わせください。)	収入を得るために支出した費用(個人年金などは掛金)
ケ⑨ 総合課税一時	土地・建物、株式等以外の資産の譲渡により生ずる所得(営業権、自動車、船舶、機械器具、ゴルフ会員権の譲渡など) ●短期・取得後5年以内の譲渡 ●長期・取得後5年超の譲渡 生命(損害)保険契約等に基づく一時金・満期返戻金や解約による保険金、賞金、賠償金等、競馬、競輪等の払戻金、法人から贈与を受ける金品、遺失物拾得の報労金などの一時金	●各資産の取得・譲渡費用 ●特別控除額(上限50万円) ●収入を得るために支出した費用 ●特別控除額(上限50万円)

給与所得金額の速算表

給与等の収入金額(年間合計)	給与所得の金額
651,000円未満	0円
651,000円以上 1,619,000円未満	収入-650,000円
1,619,000円以上 1,620,000円未満	969,000円
1,620,000円以上 1,622,000円未満	970,000円
1,622,000円以上 1,624,000円未満	972,000円
1,624,000円以上 1,628,000円未満	974,000円
1,628,000円以上 1,800,000円未満	収入÷4,000×4,000×60%
1,800,000円以上 3,600,000円未満	収入÷4,000×4,000×70%=180,000円
3,600,000円以上 6,600,000円未満	収入÷4,000×4,000×80%=540,000円
6,600,000円以上 10,000,000円未満	収入×90%=1,200,000円
10,000,000円以上 15,000,000円未満	収入×95%=1,700,000円
15,000,000円以上	収入-2,450,000円

※収入÷4,000は、小数点以下を切り捨てて計算します。

(例) 給与等の収入金額の合計額が1,641,200円の場合は次のとおりとなります。

$$1,641,200 \div 4,000 \text{円} \text{ (小数点以下切捨て)} \times 4,000 \text{円} = 1,640,000 \text{円}$$

$$1,640,000 \text{円} \times 60\% = 984,000 \text{円} \text{ (給与所得の金額)}$$

※給与所得について特定支出控除の適用を受けようとする方は、お住まいの区を担当する市税事務所市民税等グループ(個人市民税担当)までお問い合わせください。

公的年金等に係る雑所得金額の速算表

受給者の年齢区分	公的年金等の収入金額	公的年金等の雑所得の金額
平成27年12月31日現在 65歳以上の方 (昭和26年1月1日以前に生まれた方)	3,300,000円未満	収入-1,200,000円
	3,300,000円以上 4,100,000円未満	収入×75%-375,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	収入×85%-785,000円
	7,700,000円以上	収入×95%-1,555,000円
平成27年12月31日現在 65歳未満の方 (昭和26年1月2日以後に生まれた方)	1,300,000円未満	収入-700,000円
	1,300,000円以上 4,100,000円未満	収入×75%-375,000円
	4,100,000円以上 7,700,000円未満	収入×85%-785,000円
	7,700,000円以上	収入×95%-1,555,000円

所得控除の種類・金額

所得控除の内容については、下記をご覧のうえご記入ください。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項、4 所得から差し引かれる金額

記載欄 控除の種類	控除の要件等 (平成27年12月31日の現況)	控除額(控除額の計算方法)																											
⑩ 雑損控除	平成27年中にあなたやあなたの扶養親族等が災害盗難・横領などにより生活用資産等に損害を受けた場合。 ※警察の盗難届、消防署の罹災証明、災害関連支出の金額の領収書等が必要である。	次のいずれか多い方の金額 ① 差引損失額 (総所得金額等の10%) ② 差引損失額のうち災害関連支出の金額-5万円 (注) 差引損失額=損失額-保険金等による補てん額																											
⑪ 医療費控除	平成27年中にあなたやあなたの扶養親族等の医療費を支払った場合。 ※医療機関等の領収書が必要である。(注) 保険者が発行する「医療費のお知らせ」は代用できません。	(支払った医療費-保険金等による補てん額)×(総所得金額等の5%)と10万円のいずれか少ない金額(限度額200万円)																											
⑫ 社会保険料控除	平成27年中にあなたが支払った健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、国民年金保険料、国民年金基金の掛金がある場合。 ※国民年金保険料・国民年金基金の掛金は控除証明書、その他は領収書等が必要	支払額全額																											
⑬ 小規模企業共済等掛金控除	平成27年中にあなたが支払った小規模企業共済等掛金または地方公共団体が行う心身障害者が扶養共済の掛金がある場合。 ※掛金の証明書等が必要	支払額全額																											
⑭ 生保料控除	平成27年中にあなたやあなたの扶養親族等を受け取る生命保険契約等の保険料や、介護医療保険契約等の保険料、個人年金保険契約等の保険料などを支払った場合。 ※保険会社等が発行する控除証明書が必要である。 ※控除の対象となる保険料は、支払保険料から配当金や割戻金を差し引いた金額である。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 一般生命保険料分(A)旧契約分+B新契約分+ C介護医療保険料分 + 個人年金保険料分(D)旧契約分+E新契約分 (合計限度額70,000円) ●控除額の計算方法 </div> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払保険料額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 一般生命保険</td> <td>15,000円以下</td> <td>支払額×1/2+7,500円</td> </tr> <tr> <td>D 個人年金保険</td> <td>15,001円~40,000円</td> <td>支払額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>以前契約</td> <td>40,001円~70,000円</td> <td>支払額×1/4+17,500円</td> </tr> <tr> <td>以後契約</td> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円</td> </tr> <tr> <td>B 一般生命保険</td> <td>12,000円以下</td> <td>支払額×1/2+6,000円</td> </tr> <tr> <td>C 介護医療保険</td> <td>12,001円~32,000円</td> <td>支払額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>E 個人年金保険</td> <td>32,001円~56,000円</td> <td>支払額×1/4+14,000円</td> </tr> <tr> <td>以後契約</td> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	支払保険料額	控除額	A 一般生命保険	15,000円以下	支払額×1/2+7,500円	D 個人年金保険	15,001円~40,000円	支払額×1/4+17,500円	以前契約	40,001円~70,000円	支払額×1/4+17,500円	以後契約	70,001円以上	35,000円	B 一般生命保険	12,000円以下	支払額×1/2+6,000円	C 介護医療保険	12,001円~32,000円	支払額×1/4+14,000円	E 個人年金保険	32,001円~56,000円	支払額×1/4+14,000円	以後契約	56,001円以上	28,000円
		区分	支払保険料額	控除額																									
		A 一般生命保険	15,000円以下	支払額×1/2+7,500円																									
D 個人年金保険	15,001円~40,000円	支払額×1/4+17,500円																											
以前契約	40,001円~70,000円	支払額×1/4+17,500円																											
以後契約	70,001円以上	35,000円																											
B 一般生命保険	12,000円以下	支払額×1/2+6,000円																											
C 介護医療保険	12,001円~32,000円	支払額×1/4+14,000円																											
E 個人年金保険	32,001円~56,000円	支払額×1/4+14,000円																											
以後契約	56,001円以上	28,000円																											
※それぞれ契約区分に旧契約・新契約の両方の保険料がある場合は、上記の表により旧契約・新契約ごとに対称額を算出し、合計します。その場合の限度額は28,000円です。ただし、旧契約のみで計算した控除額が、合計した控除額より大きくなる場合は、旧契約のみで計算した控除額を適用することができます。																													
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> A 地震保険契約分+B 長期損害保険契約等分 (合計限度額25,000円) ●控除額の計算方法 </div> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>支払保険料</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A 地震保険</td> <td>50,000円以下</td> <td>支払額×1/2</td> </tr> <tr> <td>長期損害</td> <td>50,001円以上</td> <td>25,000円</td> </tr> <tr> <td>B 長期損害</td> <td>5,000円以下</td> <td>支払額×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>損害保険</td> <td>5,001円~15,000円</td> <td>支払額×1/2+2,500円</td> </tr> <tr> <td>損害保険</td> <td>15,001円以上</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table>		区分	支払保険料	控除額	A 地震保険	50,000円以下	支払額×1/2	長期損害	50,001円以上	25,000円	B 長期損害	5,000円以下	支払額×1/2+2,500円	損害保険	5,001円~15,000円	支払額×1/2+2,500円	損害保険	15,001円以上	10,000円										
区分	支払保険料	控除額																											
A 地震保険	50,000円以下	支払額×1/2																											
長期損害	50,001円以上	25,000円																											
B 長期損害	5,000円以下	支払額×1/2+2,500円																											
損害保険	5,001円~15,000円	支払額×1/2+2,500円																											
損害保険	15,001円以上	10,000円																											
※一つの損害保険契約等が、地震保険契約と長期損害保険契約の両方の契約区分に該当する場合には、いずれか一方の契約区分のみ該当するものとして、控除額を計算します。																													
⑮ 地震保険料控除	平成27年中にあなたやあなたの扶養親族等の地震保険契約等の保険料を支払った場合。 ※保険会社等が発行する控除証明書が必要である。	A 地震保険契約 B 長期損害保険契約等 平成18年12月31日までに締結し、契約変更していない、満期返戻金のある10年以上の契約																											
⑯ 寡婦寡夫控除	①夫と死別・離婚し再婚していない(または夫の生死が明らかでない)方で、扶養親族または生計を一にする子(※)がいる場合。 ※平成27年中の総所得金額等が38万円以下で、他の者の扶養親族でない子に限ります。 ②夫と死別し再婚していない(または夫の生死が明らかでない)方で、平成27年中の合計所得金額が500万円以下の場合。	26万円																											
⑰ 特別寡婦控除	夫と死別・離婚し再婚していない(または夫の生死が明らかでない)方で、扶養親族である子がおり、平成27年中の合計所得金額が500万円以下の場合。	30万円																											
⑱ 寡夫控除	妻と死別・離婚し再婚していない(または妻の生死が明らかでない)方で、生計を一にする子(※)があり、平成27年中の合計所得金額が500万円以下の場合。 ※平成27年中の総所得金額等が38万円以下で、他の者の扶養親族でない子に限ります。	26万円																											
⑲ 勤労学生控除	あなたが大学、高等学校等の学生で、平成27年中の合計所得金額が65万円以下(給与収入の場合130万円以下)の場合。 ※学生証や学校から交付される証明書が必要です。(注) 自己の勤労による所得が10万円以下の場合に限ります。	26万円																											
⑳ 障がい者控除	あなたやあなたの扶養親族等が障がい者である場合。(手帳の種別・等級などを記入してください。)なお、特別障がい者が同居の扶養親族等の場合は、控除額に23万円が加算されます。 ※障がいの種別・等級(程度)のわかる各種手帳または障がい者控除対象者認定書等が必要である。 ①特別障がい者 身体障がい者手帳1・2級、療育手帳A(重度)、精神障がい者保健福祉手帳1級など ②その他の障がい者 身体障がい者手帳3~6級、療育手帳B(中・軽度)、精神障がい者保健福祉手帳2級以下など	30万円 (53万円) ①は同居の特別障がい者の場合 ② 26万円																											
㉑ 配偶者控除	あなたと生計を一にする配偶者(※)の平成27年中の合計所得金額が38万円以下の場合。(パート等の場合は給与収入が103万円以下) ※他の者の扶養親族・事業専従者の場合を除きます。	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>控除額</th> <th>該当者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般</td> <td>33万円</td> <td>下記以外の方</td> </tr> <tr> <td>老人</td> <td>38万円</td> <td>70歳以上の方 (昭和21年1月1日以前生まれの方)</td> </tr> </tbody> </table> </div>	区分	控除額	該当者	一般	33万円	下記以外の方	老人	38万円	70歳以上の方 (昭和21年1月1日以前生まれの方)																		
		区分	控除額	該当者																									
一般	33万円	下記以外の方																											
老人	38万円	70歳以上の方 (昭和21年1月1日以前生まれの方)																											
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>配偶者の合計所得金額</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>380,001円以上 450,000円未満</td> <td>33万円</td> </tr> <tr> <td>450,000円以上 500,000円未満</td> <td>31万円</td> </tr> <tr> <td>500,000円以上 550,000円未満</td> <td>26万円</td> </tr> <tr> <td>550,000円以上 600,000円未満</td> <td>21万円</td> </tr> <tr> <td>600,000円以上 650,000円未満</td> <td>16万円</td> </tr> <tr> <td>650,000円以上 700,000円未満</td> <td>11万円</td> </tr> <tr> <td>700,000円以上 750,000円未満</td> <td>6万円</td> </tr> <tr> <td>750,000円以上 760,000円未満</td> <td>3万円</td> </tr> <tr> <td>760,000円以上</td> <td>0円</td> </tr> </tbody> </table> </div>		配偶者の合計所得金額	控除額	380,001円以上 450,000円未満	33万円	450,000円以上 500,000円未満	31万円	500,000円以上 550,000円未満	26万円	550,000円以上 600,000円未満	21万円	600,000円以上 650,000円未満	16万円	650,000円以上 700,000円未満	11万円	700,000円以上 750,000円未満	6万円	750,000円以上 760,000円未満	3万円	760,000円以上	0円								
配偶者の合計所得金額	控除額																												
380,001円以上 450,000円未満	33万円																												
450,000円以上 500,000円未満	31万円																												
500,000円以上 550,000円未満	26万円																												
550,000円以上 600,000円未満	21万円																												
600,000円以上 650,000円未満	16万円																												
650,000円以上 700,000円未満	11万円																												
700,000円以上 750,000円未満	6万円																												
750,000円以上 760,000円未満	3万円																												
760,000円以上	0円																												

記載欄 控除の種類	控除の要件等 (平成27年12月31日の現況)	控除額(控除額の計算方法)	
		区分	控除額
㉒ 扶養控除	あなたと生計を一にする配偶者以外の親族(※)のうち、平成27年中の合計所得金額が38万円以下(※他の者の扶養親族・事業専従者の場合を除きます)。(パート等の場合は給与収入が103万円以下) ※他の者の扶養親族・事業専従者の場合を除きます。	一般	33万円 16歳以上で下記以外の方 (平成12年1月1日以前生まれの方で下記以外の方)
		特定扶養	45万円 19歳~22歳の方 (平成5年1月2日~平成9年1月1日生まれの方)
		老人扶養	38万円 70歳以上の方 (昭和21年1月1日以前生まれの方)
		同居老親等	45万円 老人扶養のうち、あなたやあなたの配偶者の(祖)父母等で同居している方
㉓ 基礎控除	一律にこの控除が受けられます。	33万円	

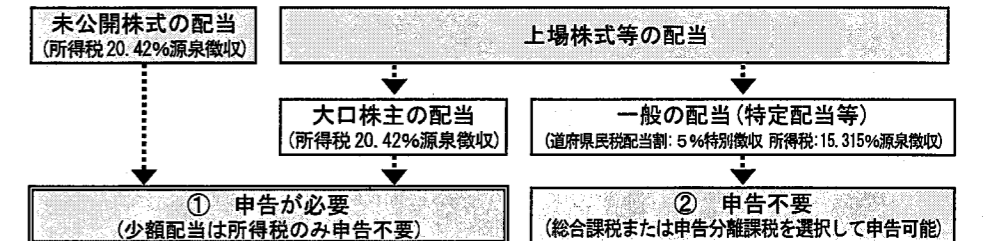
申告書裏面の書き方

下記の内容を申告書の裏面に記入した後に、申告書の表面をご記入ください。

- 6 給与所得の内訳
日給などの給与所得のある方や、源泉徴収票のない方は記入してください。
年収の明細(勤務先等)を記入し、合計額を申告書表面右の「カ」に、給与所得金額の速算表で計算した所得金額を「⑥」に記入してください。
- 7 事業・不動産所得に関する事項
所得の種類(営業等・農業・不動産の種別)、所得の生ずる場所(営業地・不動産の物件地等)、必要経費をそれぞれ記入してください。
収入金額をそれぞれ申告書表面右の「ア〜ウ」に、必要経費を差し引いた所得金額を「①~③」に記入してください。
- 8 配当所得に関する事項
配当所得の種類(株式等・その他の種別)、所得の生ずる場所(配当の銘柄)、必要経費をそれぞれ記入してください。
収入金額を申告書表面右の「オ」に、必要経費を差し引いた所得金額を「⑤」に記入してください。
- 9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項
種目(公的年金等以外の収入の内容)、所得の生ずる場所(公的年金等以外の雑所得が生ずる場所)、必要経費をそれぞれ記入してください。
収入金額を申告書表面右の「ク」に、必要経費を差し引いた所得金額と公的年金等の所得金額の合計額を「⑦」に記入してください。
- 10 総合課税一時所得の所得金額に関する事項
必要経費、差引金額(収入金額から必要経費を差し引いた金額)、所得金額(差引金額から特別控除額を差し引いた金額)をそれぞれ記入し、所得金額の合計額「ニ」を申告書表面右の「⑧」に記入してください。
- 11 事業専従者に関する事項
生計を一にする配偶者や15歳以上の親族が、営業等、農業、不動産賃貸業等に、1年を通じて6ヶ月を超える期間専従した場合は、1人につき次の(1)または(2)のいずれか少ない金額が事業専従者控除額として必要経費となります。
(1) 50万円(配偶者の場合は86万円)
(2) (事業所得+不動産所得+山林所得)÷(専従者数+1)
- 12 別居の扶養親族等に関する事項
控除対象配偶者・扶養親族のうち、別居している方の氏名と住所を記入してください。
- 13 配当割額または株式等譲渡所得割額控除の控除に関する事項
特定配当等の所得、特定株式等の譲渡所得を申告して、配当割額または株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合には、各欄に配当割額および株式等譲渡所得割額を記入してください。
- 14 寄附金に関する事項
都道府県・市区町村(ふるさと寄附金)、大阪府共同基金、日本赤十字社大阪府支部への寄附金および大阪府または大阪府市それぞれ条例で指定した寄附金がある場合は、それぞれ該当する欄に寄附金額を記入してください。
なお、ふるさと寄附金のワンストップ特例申請をされた方でも、市民税の申告をされる場合は、特例制度が適用されませんので、ふるさと寄附金の金額をご記載ください。
- 15 事業税に関する事項
事業税は、事業の種類により税率が異なります。また、非課税の事業もありますので、次の(1)または(2)に該当する方は、「非課税所得等」欄に、該当する番号とその所得金額を記入してください。
なお、他の都道府県に事務所等がある方は、「他都道府県の事務所等」欄にチェックを入れてください。
(1) 複数の事業を兼業している方で、そのうち次に掲げる事業から生ずる所得がある場合
①漁業(農業に付随して行うものを除く。)から生ずる所得、②水産業(小規模な水産動植物の採捕の事業を除く。)から生ずる所得、③薪炭製造業から生ずる所得、④あん摩、マッサージまたは指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医療に類する事業から生ずる所得(両眼の視力を喪失した方その他両眼の視力0.06以下の方が行うものを除く。)、⑤放射線業から生ずる所得
(2) 次に掲げる所得(非課税所得)がある場合
⑥林業から生ずる所得、⑦鉱物探採事業から生ずる所得、⑧社会保険診療報酬に係る所得、⑨外国での事業に係る所得(外国に有する事務所等が生じた所得)、⑩地方税法第72条の2に定める個人の行う事業に該当しないものから生ずる所得

配当所得がある方へ

- ①未公開株式の配当・大口株主が受ける上場株式等の配当(所得税源泉徴収率20.42%のもの) 所得税とは異なり、金額の多少に関わらず総合課税の対象となりますので個人市民税の申告が必要です。
(注) 大口株主分...発行済株式数の3%以上に相当する数または金額の株式等を保有するもの
- ②上場株式等の配当等(特定配当等)
配当を受ける際に、道府県民税配当割(5%特別徴収)として、所得税(15.315%源泉徴収)とあわせてすでに徴収されていますので、申告は不要です。
ただし、所得控除等の適用を受けるために、総合課税または申告分離課税を選択して申告することができ、この場合、特別徴収された道府県民税配当割相当額を所得割額から税額控除し、控除しきれない額は均等割額または市税未納額に充当し、その残額が還付されます。
なお、申告された配当所得は、総所得金額および合計所得金額に算入され、扶養控除や配偶者控除の適用、非課税判定、国民健康保険料等の算定に影響する場合がありますのでご注意ください。



※この市民税・府民税申告の手引きにおいて、所得税の税率について記載している場合は、所得税率と復興特別所得税率の合計を記載しています。